

<別紙 1 >

介護老人保健施設「太陽の都」のご案内（重要事項説明書）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設「太陽の都」
- ・開設年月日 平成 10 年 10 月 1 日
- ・所在地 東京都北区浮間 2 丁目 1 番 13 号
- ・電話番号 03-3558-8881・ファックス番号 03-3558-8831
- ・管理者名 前田 英明
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357080559号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設「太陽の都」の運営方針]

- ①当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ②当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ③当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ④サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑤利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に

応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1	0. 4	0	
・看護職員	10以上	0	1	
・薬剤師	0	0. 33	0	
・介護職員	30以上	0	4	
・支援相談員	1以上	0	0	
・理学療法士	3以上	0	0	
・作業療法士	0	0	0	
・言語聴覚士	0	0	0	
・管理栄養士	1以上	0	0	
・介護支援専門員	1以上	0	0	
・事務職員	適当数	0	0	
・その他リネン他	適当数	適当数	0	

- (4) 入所定員等 ・定員100名
 ・療養室 個室 6室、2人室 5室、4人室 21室

- (5) 通所定員 ・50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～ 8時30分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
 - ① 医学的管理・看護
 - ② 介護（入・退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供

- ⑫ 理美容サービス（原則月 2 回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 博栄会 赤羽中央総合病院
- ・住 所 東京都北区志茂 1－19－14
- ・名 称 医療法人社団 博栄会 赤羽中央総合病院附属クリニック
- ・住 所 東京都北区赤羽南 2－10－13
- ・名 称 医療法人社団 博栄会 浮間中央病院
- ・住 所 東京都北区赤羽北 2－21－19

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人社団 博栄会 赤羽中央総合病院附属クリニック 歯科口腔外科
- ・住 所 東京都北区赤羽南 2－10－13
- ・名 称 医療法人社団歯友会 赤羽歯科
- ・住 所 東京都北区志茂 1－17－10
- ・名 称 佐藤歯科医院 佐藤 剛也
- ・住 所 東京都北区浮間 4－2－12
- ・名 称 ユニ歯科医院 院長 湊谷千鶴子
- ・住 所 東京都北区赤羽南 2－11－11

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午後 3 時より午後 5 時までとする。

- ・消灯時間は、午後 9 時とする。
- ・外出・外泊は、事前に所定の用紙にて申請し許可を得る事とする。
- ・飲酒・喫煙は、医師の了承を必要とし所定の場所以外での飲酒、喫煙は禁止とする。
- ・火気の取扱いは、職員のみとする。
- ・設備・備品の利用は、職員に申し出て、許可を得た上で使用する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、所定の用紙に記入し職員確認の上で持ち込むものとする。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則持ち込み禁止とする、已む得ない場合は、施設の許可を得ることとする。
- ・外泊時等の施設外での受診は、必ず施設と相談し受診する事。また、診療費は利用者が負担する事とする。
- ・ペット、危険物（はさみ・ナイフ・針等）の持込は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・上記以外の事項については必要に応じ、利用者、家族と施設が協議し決する事とする。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓・泡消火・自動火災通報装置・ガス漏れ検知器、非常警報器具、非難器具、誘導灯、非常電源、防火設備等
- ・防災訓練 年 2 回以上（消火、通報、非難）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0 3 - 3 5 5 8 - 8 8 8 1 内線 1 3 2 ・ 1 3 3）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1 階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

＜その他の相談・苦情窓口＞

北区介護保険課事業所支援係	0 3 - 3 9 0 8 - 1 1 1 9
東京都国民健康保険団体連合会	0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

(事故発生時の対応)

- ① 速やかに関係機関、ご利用者様のご家族様等(お届け頂いている連絡先)に連絡し、必要な措置を講じる。
- ② 当施設では、事故対策委員会、事故対策マニュアルを作成済みであり、マニュアルに基づいて事故の発生状況、対応、処置等全て記録に止める。

(苦情処理の対応)

- ① 苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。
- ② 当施設では、苦情処理対策委員会、苦情処理対応マニュアルを作成済みであり、マニュアルに基づいて苦情(口頭・電話・文書・その他)受付から可及的速やかに対応します。
- ③ ケースによっては、関係機関への報告も致します。

(その他)

感染対策委員会・接遇向上委員会・個人情報保護推進委員会等各種委員会と震災・防災マニュアル他各種マニュアルを作成し、安全・安心な施設運営に努めております。